運転免許関係手数料

令和4年5月13日施行

1 道路交通法施行令第43条第1項関係

運転免許本部

1 追陷又	E.进法施行节第43条第1項関係 区分		現行(円))	建転光計本部 改正後(円)		
手数料の種別			合計	合計	増減額	増減率	
忍知機能検 査手数料			750	1,050	300	40.0%	
重転技能検 至手数料			(新設)	3,550	-	-	
講習手数料	【現行】 高齢者講習(70歳以上75歳未 満の者に対するもの。) (旧法第108条の2第1項第12 号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許 又は第二種運転免許を受けている者に対す る講習 (2時間講習)	5,100		-	-	
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に 対する講習 (1時間講習)	2,250		-	-	
	【現行】 高齢者講習(75歳以上の者に 対するもの。) (旧法第108条の2第1項第12 号関係)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許 又は第二種運転免許を受けている者(認知機 能検査の結果が第3分類の者)に対する講習 (2時間講習)	5,100		-	-	
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許 又は第二種運転免許を受けている者(認知機 能検査の結果が第1分類の者又は第2分類) に対する講習 (3時間講習)	7,950	(区分の見直し) 全て※1に統一 高齢者講習は	ı	-	
		小型特殊自動車以外の第一種運転免許又は 第二種運転免許を受けている者に対する講 習(臨時高齢者講習) (2時間講習)	5,800	一元化	I	-	
		小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第3分類の者)に対する 講習 (1時間講習)	2,250		-	-	
		小型特殊自動車免許のみを受けている者(認知機能検査の結果が第1分類の者又は第2分類の者)に対する講習 (2時間講習)	4,450		-	-	
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に 対する講習(臨時高齢者講習) (1時間講習)	2,350		-	-	
	※1 【改正後】 高齢者講習 (新法第108条の2第1項第12 号関係)	普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者を除く。)に対する講習 (2時間講習)		6,450	-	-	
		普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者に限る。)又は第一種運転免許古人は第二種運転免許であって普通自動車対応以外のもののみを受けている者に対する講習(1時間講習)	(区分の見直	2,900	-	-	
チャレンジ			2,650	削除			
特定任意高 高 香 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	【現行】 シニア運転者講習(高齢者講習:70歳以上75歳未満の者に対するもの)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許 又は第二種運転免許を受けている者に対す る講習(2時間講習)	5,100		-	-	
	【現行】 シニア運転者講習(高齢者講習:75歳以上の者に対するもの)	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許 又は第二種運転免許を受けている者に対す る講習(認知機能検査の結果が第3分類の 者) (2時間講習)	5,100	(区分の見直し) 全て※2に統一 シニア運転者講習は一元化	-	-	
		小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許 又は第二種運転免許を受けている者に対す る講習(認知機能検査の結果が第1分類の者 又は第2分類の者) (3時間講習)	O 7,950		-	-	
	※2 【改正後】 シニア運転者講習(高齢者講習:70歳以上の者に対するもの)	普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者を除く。)に対する講習(2時間講習)	0	6,450	-	-	
		普通自動車対応免許を受けている者(運転技能検査の対象者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習 (1時間講習)	〇	2,900	-	-	
	簡易講習		0 1,800	削除	_	_	
認知機能検 査員講習手 数料	運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の規定による認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習		1,400	1,450	50	3.6%	
			0 800	1,200	400	50.0%	
年運転者 背習手数料	若年運転者講習 (新法第108条の2第1項第14 5	(新設)	2,250	-	-		
1+ 14 4-	<u> </u> で標準が定められていない。				問当たりの全刻	 	